

**基本目標 2**  
**誇りに思える【自然環境】を守り育てる**

---

2-1	河川流域環境の復元と保全	.....	26
2-2	自然と共生する地域づくり	.....	32

## 施策2-1-1「山と海をつなぐ河川の循環機能の保全」

### ■ 治山事業

治山事業は、山崩れや土石流、地滑りなど山地被害によって住宅や学校、道路等の公共施設が被害を受けるところや、重要な水源流域及び市街地周辺等森林において、治山ダムの設置や植栽工事を行い、防災機能が高い森林の造成を行うものです。

小規模治山事業とは、治山事業の中で国庫補助の対象とならない規模の小さい後背林地を復旧整備する事業で、北海道の単独事業として実施されています。

また、治山事業の一環で、保安林内の森林の機能が低下しないように樹木の本数調整伐や複層林化、下刈りなどの保育事業を行っています。

【担当：水産林務課】

## 施策2-1-2「河川地域の汚染対策による水質の確保」

### ■ 浄化槽に関する取り組み

#### ・ 浄化槽設置整備事業費補助金制度

公共下水道の事業認可区域を除いた区域及び公共下水道の事業認可区域のうち、市街化区域を除いた区域で、公共下水道の整備が当面見込まれない区域において、浄化槽の設置者に対し補助金を交付しています。

平成20年度からの延べ利用件数は188件となっています。

【担当：環境衛生課】

#### ・ 水洗便所改造等資金貸付制度（浄化槽分）

浄化槽設置に伴う水洗便所改造等工事の資金貸付により、水洗化の普及促進を図っています。

平成20年度からの延べ利用件数は19件となっています。

【担当：環境衛生課】

#### ・ 浄化槽の法定検査の実施

公益社団法人北海道浄化槽協会により、毎年定期検査を実施しています。

平成30年度は、480件の法定検査を実施し、不適正な浄化槽20件について指導を行いました。

【担当：環境衛生課】

■ 河川・海域水質測定事業 ※施策:3-2-2にも該当

河川や海域の水質を監視するため、環境基本法の規定に基づき、大きく2種類の基準（人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準）の定期的な水質検査を行っています。

平成30年度における測定結果は、健康項目では河川、海域ともに全ての測定地点で環境基準を達成する結果となりました。

しかし、生活環境項目においては、一部河川で水素イオン濃度（PH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数の環境基準値超過が確認されました。

また、一部海域で化学的酸素要求量（COD）の環境基準値超過が確認されました。

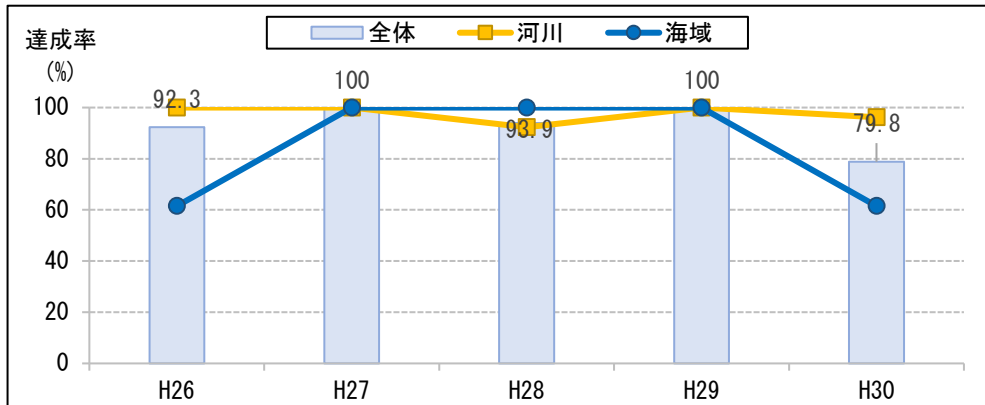
これらは、生活排水や雨水の流入による有機物の影響を受けていると考えられることから、引き続き下水道の整備を進めるとともに、家畜ふん尿が悪天候の場合でも河川へ流出しないよう適正管理の指導を継続して進めていく必要があります。

なお、測定された大腸菌群数については、雨などの気象状況で測定値が大きく変化することもあり、これまでの経過から推測すると健康に影響が出る可能性は非常に低いと考えられます。

【担当：環境衛生課】

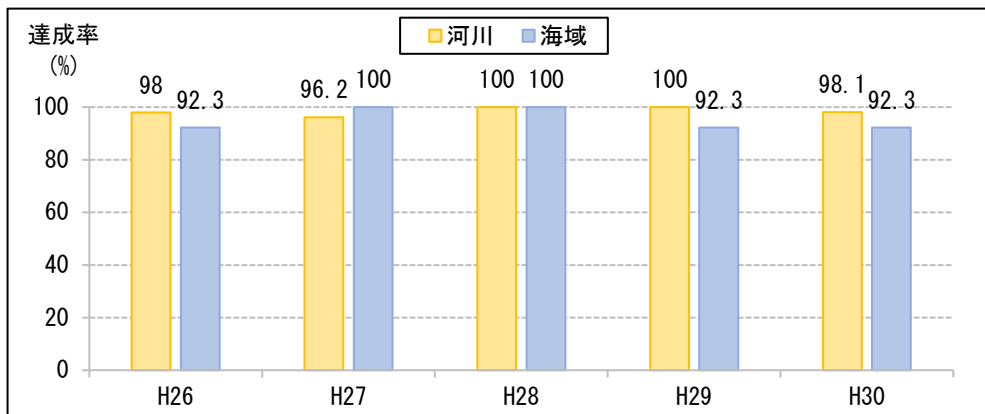


・ 河川・海域の環境基準達成率の推移



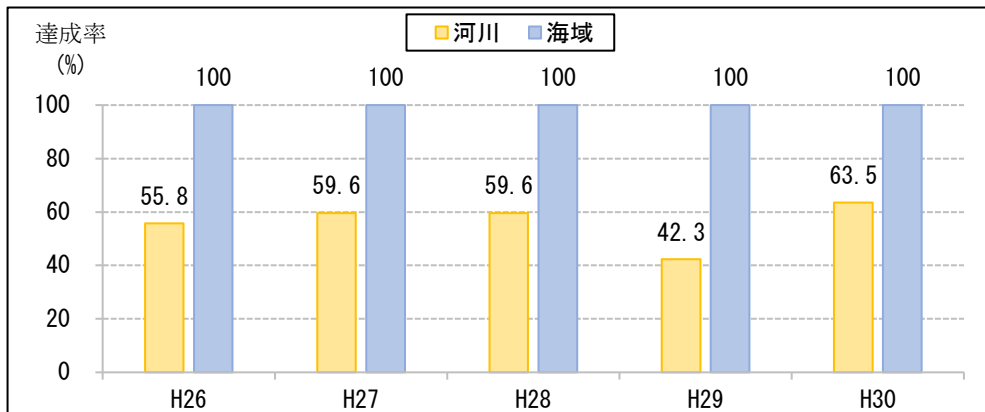
※河川は BOD、海域は COD の基準値達成数で算出。

・ 水素イオン濃度 (pH) 基準値達成率の推移



※基準値達成数で算出。

・ 大腸菌群数基準値達成率の推移



※基準値達成数で算出。

## ★ 北海道が実施する河川・海域水質測定結果

### ・河川【平成29年度：健康項目】

類型	河川名	測定地点	カドミウム		鉛		ヒ素	
			m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)
基準値			0.003	mg/ℓ以下	0.01	mg/ℓ以下	0.01	mg/ℓ以下
AA	長流川	落合橋	0/1	<0.0003	0/1	<0.005	0/3	<0.005
B	気門別川	関内橋	0/2	<0.0003	0/2	<0.005	0/2	<0.005
	長流川	長流橋	0/1	<0.0003	0/1	<0.005	0/3	0.007

※「n」は年間の総検体数を表し、「m」はnのうち環境基準を超えた検体数を表します。

### ・河川【平成29年度：生活環境項目】

類型	河川名	測定地点	pH		BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		DO (mg/ℓ)		大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		
			m/n	範囲(平均)	m/n	75%値	範囲(平均)	m/n	範囲(平均)	m/n	範囲(平均)	m/n	範囲(平均)
基準値			6.5以上	8.5以下	1 mg/ℓ以下		25 mg/ℓ以下		7.5 mg/ℓ以上		50 MPN/100mℓ		
AA	長流川	落合橋	0/4	7.2~7.7 (7.5)	0/4	<0.5	<0.5 (<0.5)	0/4	<1~2 (1)	0/4	9.7~13 (11)	1/4	4~79 (32)
基準値			6.5以上	8.5以下	3 mg/ℓ以下		25 mg/ℓ以下		5 mg/ℓ以上		5,000 MPN/100mℓ		
B	長流川	長流橋	0/4	7.1~7.7 (7.4)	0/4	0.8	0.8 (0.8)	0/4	<1~5 (3)	0/4	7.4~12 (10)	0/4	70~790 (270)

※「n」は年間の総検体数を表し、「m」はnのうち環境基準を超えた検体数を表します。

### ・海域【平成29年度：健康項目】

類型	海域名	測定点	カドミウム		シアン		鉛		ヒ素		総水銀		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
			m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)	m/n	(mg/ℓ)
基準値			0.003	mg/ℓ以下	検出されないこと		0.01 mg/ℓ以下		0.01 mg/ℓ以下		0.0005 mg/ℓ以下		0.01 mg/ℓ以下		0.01 mg/ℓ以下	
B	伊達海域	ST-6							0/1	<0.005						
		ST-8	0/1	<0.0003			0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.0005				

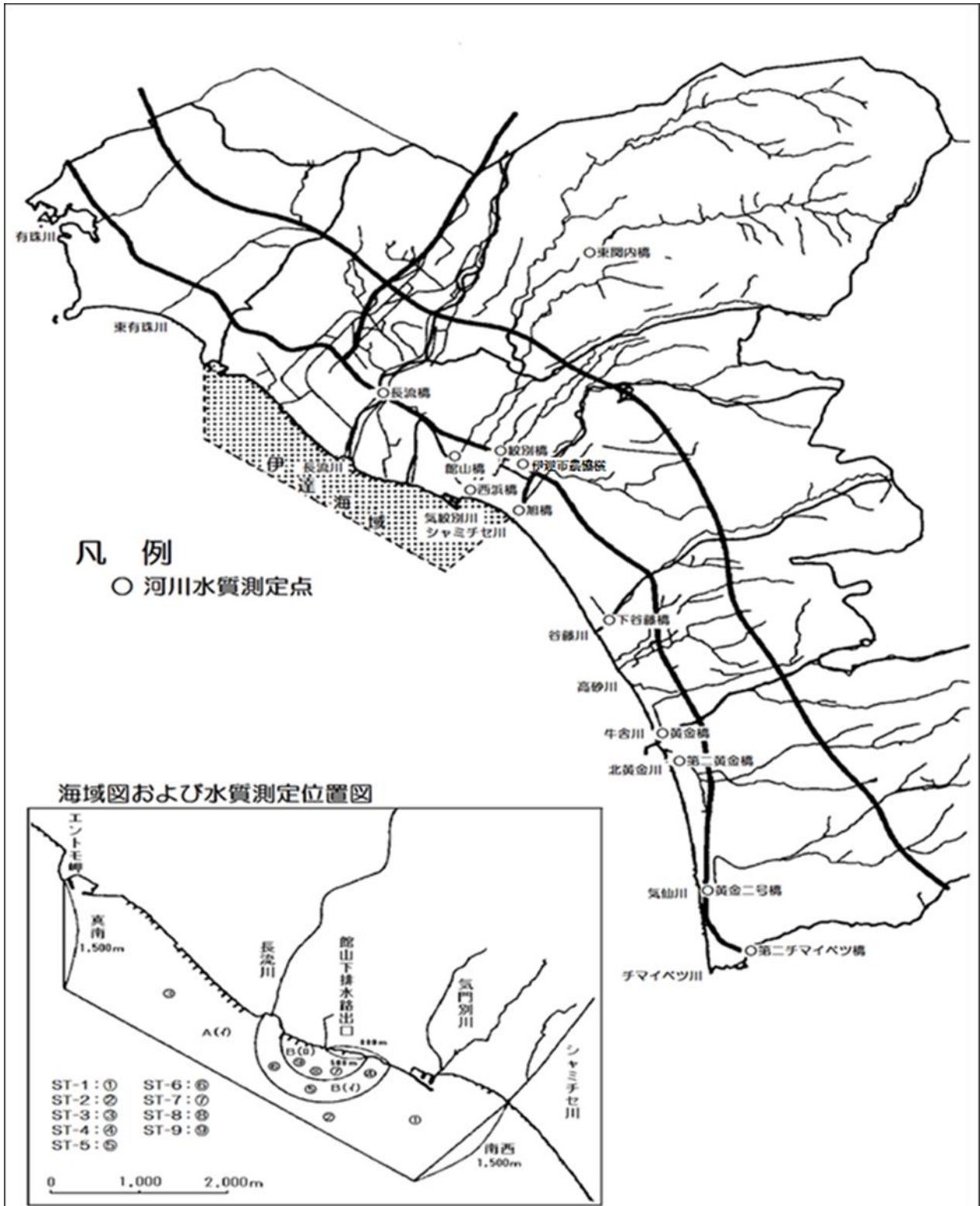
※「n」は年間の総検体数を表し、「m」はnのうち環境基準を超えた検体数を表します。

### ・海域【平成29年度：生活環境項目】

類型	測定地点	pH		COD (mg/ℓ)			油分 (n-ヘキサン)		DO (mg/ℓ)		大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	
		m/n	範囲	m/n	75%値	範囲(平均)	m/n	範囲(平均)	m/n	範囲(平均)	m/n	範囲(平均)
基準値		7.8以上	8.3以下	2 mg/ℓ以下			検出されないこと		7.5 mg/ℓ以上		1,000 MPN/100mℓ	
A	ST-1	0/4	7.8~8.1	0/4	1.8	0.9~1.8 (1.1)	0/1	<0.5	0/4	8.0~10 (9.1)	0/4	0~2 (0.5)
	ST-2	0/4	7.9~8.1	0/4	1.3	0.9~1.7 (1.3)	0/1	<0.5	0/4	8.1~10 (9.0)	0/4	0~2 (0.5)
	ST-3	0/4	7.9~8.1	0/4	1.3	0.9~2.0 (1.3)	0/1	<0.5	0/4	8.1~10 (9.0)	0/4	0~0 (0)
基準値		7.8以上	8.3以下	3 mg/ℓ以下			検出されないこと		5 mg/ℓ以上		-	
B	ST-4	0/4	7.9~8.1	0/4	1.6	1.1~1.8 (1.5)	0/1	<0.5	0/4	7.8~10 (9.0)		
	ST-5											
	ST-6	0/4	7.9~8.1	0/4	1.7	1.0~1.9 (1.4)	0/1	<0.5	0/4	8.2~10 (9.2)		
	ST-7	0/4	7.9~8.1	0/4	1.8	1.2~1.9 (1.7)	0/1	<0.5	0/4	7.6~10 (8.9)		
	ST-8	0/4	7.9~8.1	0/4	1.7	1.2~1.8 (1.6)	0/1	<0.5	0/4	7.9~10 (9.1)		
	ST-9											

※「n」は年間の総検体数を表し、「m」はnのうち環境基準を超えた検体数を表します。

【水質測定地点の所在地図】



※図に記載されている他に、大滝区の河川水質測定点（長流川開拓橋）があります。

<資料>環境衛生課

### 施策2-1-3 「流域森林環境の多様な生態系の維持保全」

#### ■ 鳥獣保護区

北海道により「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第28条第7項の規定に基づき鳥獣保護区が次のとおり設定されています。

- ・ **保護区域** : 幌美内町37番地（太陽の園付近、保護区面積：53.76ha）
- ・ **保護区名称** : 太陽の園鳥獣保護区
- ・ **保護期間** : 平成23年10月1日～平成43年9月30日まで（20年間）
- ・ **指定目的** : 当該区域は、トドマツ、カラマツ、オウショウアカマツの造林地と針広混交林となっており、林相の変化に富む森林である。身近な里山でフクロウ、クマゲラなど森林性鳥獣の生息環境として適していることから昭和46年に北海道指定鳥獣保護区に指定されています。

#### ■ 特定猟具使用禁止区域

北海道により特定猟具使用禁止区域が次のとおり設定されています。

- ・ **禁止区域** : 長流川河川敷周辺（区域面積：71ha）
- ・ **区域名称** : 長流川特定猟具使用禁止区域
- ・ **区域名称** : 銃器
- ・ **存続期間** : 平成26年10月1日～平成36年9月30日まで（10年間）
- ・ **指定目的** : 当該地は、飛来するガンカモ類などの見学者も見られ、銃器を使用した鳥獣の捕獲等による危険防止及び事故の未然防止を図るため、銃器を対象として特定猟具使用禁止区域に指定されています。 【担当：環境衛生課】

### 施策2-1-4 「河川流域の景観と親水性の向上」

#### ■ 「市民総ぐるみ清掃の日、空き缶ゼロの日」運動

春と秋の「市民総ぐるみ清掃の日、空き缶ゼロの日」、に市内各自治会等が道路、河川敷、公園等において清掃活動を行いました。

平成30年度は、春（4月22日）に3,009人が参加し7,340kgのごみを回収し、秋（9月23日）に2,160人が参加し4,710kgのごみが回収されました。

【担当：総務課・環境衛生課】

#### ■ 河川や自然公園の維持管理 ※施策：3-3-3にも該当

自然生態系の保全、災害の予防、害虫対策、美岸整備を目的として、伊達市が管理する河川の草刈、ごみ拾い等を実施しました。

また、自然生態系を保全するため、水車・アヤマ川自然公園、牛舎川自然公園、善光寺自然公園、長流川大滝散策路の4つの自然公園について、自然の状態を保持するよう草刈、清掃等の維持管理を行いました。

【担当：建設課・都市住宅課】

## 施策2-2-1「森林の多様な機能の保全」

河川における健全な水環境の確保のため、山林の水源涵養機能保全の取り組みを実施しています。

国、都道府県、市町村、森林所有者等の連携によって成り立つ森林計画制度のなかで、市町村が主体となって住民のニーズや森林所有者の意向、森林現況等を踏まえて、地域の実情に即した森林・林業に関する長期的・総合的な整備計画の方向・目標を定めるとともに、森林所有者等が行う森林施業の指針を明らかにした「伊達市森林整備計画」により適切な森林計画を推進しています。

### ■ 森林の保全のための造林事業等

森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要な樹種、または林相の改良、植栽、間伐、その他森林施業の合理化に資する伐採、造林、保育を行っています。

【担当：水産林務課】

### ■ 森林育成事業

市が保有する普通林の育成事業を実施しました。

#### ・ 除間伐事業

植林した人工林の成長過程において行う採光等のための雑木等の除伐及び間伐（間引き）を実施しました。

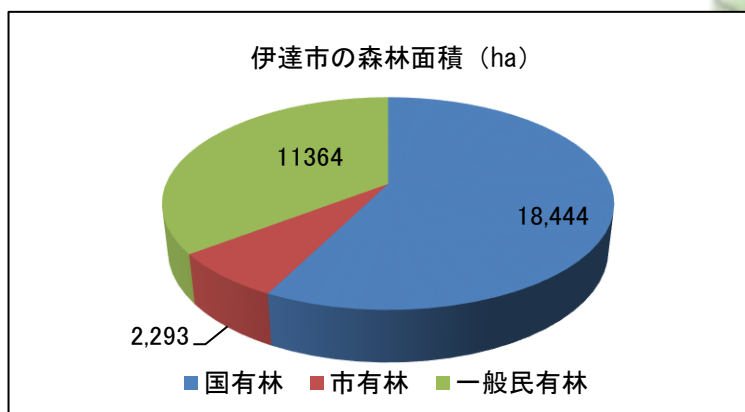
#### ・ 下刈事業

植林した樹木は、最初の10年ほどは成長が遅いことから、採光のための雑草や笹などの刈り取りを実施しました。

#### ・ 野ネズミ駆除事業

樹木に食害をもたらす野ネズミ（主にエゾヤチネズミ）の駆除のため、ヘリコプターによる殺鼠剤空中散布を行っています。

平成30年度は市内12.58ha、大滝区70.74haにおいて実施しました。



【担当：水産林務課】